

CLAIR REPORT No.273

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

CLAIR

“CLAIR REPORT”の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌“CLAIR REPORT”シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮下さい。

お問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

財団法人自治体国際化協会交流情報部国際情報課

TEL:03-3591-5482 FAX:03-3591-5346

E-Mail:webmaster@clair.or.jp



米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について ～企業支援施策を中心に～

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 273 (Oct 14, 2005)

財団法人自治体国際化協会
(ニューヨーク事務所)

目 次

はじめに

概要	i
----	---

第 1 章 米国における企業の実態及び用語の定義について

第 1 節 用語の定義	1
1 地域振興施策に関する用語の定義	1
（1）実施主体の定義	1
（2）施策の定義	1
2 企業に関する用語の定義	1
（1）企業に関する定義	2
第 2 節 米国の企業の実態	2
1 会社数・従業員規模別状況	2
（1）米国の会社数の状況	2
2 雇用数・従業員規模別状況	4
（1）米国の雇用数の状況	4

第 2 章 連邦政府及び州政府による経済振興施策について

第 1 節 連邦政府による経済振興施策について	7
1 歴史及び概要	7
（1）起源及び経緯	7
2 実施主体別事業実施状況	7
（1）SBA（米国中小企業庁）	8
第 2 節 州政府による経済振興施策について	9
1 歴史	9
（1）起源及び経緯	9
2 実施内容	9
（1）企業支援施策別類型	10
（2）経済振興施策別類型	15
（3）施策の実効性の確保	18

第 3 章 地方自治体（市）による経済振興施策について

第 1 節 総論	22
1 歴史	22
（1）起源及び経緯	22
（2）最近の傾向	23

2	実施内容	23
(1)	実施主体別類型	23
(2)	企業支援施策別類型	25
(3)	経済振興施策別類型	27
第2節	各論	29
1	ボストン市	31
(1)	都市の概要	31
(2)	経済施策実施内容	31
2	ボルチモア市	40
(1)	都市の概要	40
(2)	経済施策実施内容	40
3	サンディエゴ市	46
(1)	都市の概要	46
(2)	経済施策実施内容	47

はじめに

このレポートは米国の地方自治体（市）における経済振興施策を紹介することにより、日本の地方自治体における経済振興施策の政策立案者に寄与することを目的に作成したものである。

1970年から1990年にかけて都市部から地方へと工場を移転させることが日本における地域経済振興のビジョンであったが、1990年代半ば以降長引く不況の影響により、企業は安価な労働力を求めて工場を海外へと移転させてしまい、そのビジョンの実現は困難となった。

そうした現状を放置しておくことは、都市部から海外へと工場が流出していくばかりで日本経済が萎む一方であることに危機感を覚えた政府は、地域から産業を創出することで地域経済を活性化させ、そのことを通して日本国経済を強化することが重要であるとし、2001年度に全国各地に産業クラスターを形成していく計画が立てられた。

このことは都市部から企業を誘致する施策に奔走してきた地方自治体にその方針転換を求めるものであり、各地域の特性を活かしながら、国際的な競争力を持つ地域産業を育成していくことを求めるものである。

折しも地方分権が叫ばれ、経済振興施策においても地方自治体にはその意識改革が求められており、国のガイドラインに沿うのではなく、地域の特性を良く踏まえ、住民のニーズに沿った地域経済振興施策を立案し、実行していくことが今まさに求められている。

今回、米国における地方自治体（市）における経済振興施策の現状について紹介する施策の中に参考となるもの、成功事例もあれば、必ずしもうまくいっていないものもある。そうしたことを含み置いていただいた上で、悪い部分は反面教師として、良い部分については積極的に学び取っていただければ幸いである。

なお、本レポートの作成にあたっては、シンクタンクであるワシントンコア、ボストン再開発公社（BRA）のほか、多くの方々に多大なご助力をいただいた。ここに改めて厚く御礼を申し上げる次第である。

(財) 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長

概 要

第1章 米国における企業の実態及び用語の定義について

この章においては、米国における企業構成、雇用構成などを統計的に捉えることにより、日本同様、米国における中小企業の割合がいかに高く、また雇用市場においてもいかに重要な存在であるかについて述べ、また対象となる事物について、用語の定義をした。

第2章 連邦政府及び州政府による経済振興施策について

米国における中小企業の占める重要な役割については、大企業寄りと批判される現ブッシュ政権も認識しており、中小企業支援に特化したSBA（米国中小企業庁）が様々な事業を展開している。SBAを含めた連邦政府機関が展開する事業は州及び地方自治体との連携により実施される場合がほとんどであるため、連邦政府における経済振興施策の歴史的な流れとともにその活動の一例としてSBAの活動の概略について紹介する。

また、経済振興施策を取り扱う権限は、連邦にも地方自治体にもなく州政府にあり、その歴史は国の起源にまで遡る。地方自治体を実施する経済振興施策の多くは、州からの権限委譲なしには実施できないものであり、地方自治体の経済振興施策の多くは、州のそれを紹介・斡旋するものも多く、州政府による経済振興施策を取り上げることは非常に重要であると考えられるため、ここで大きく取り上げることにする。

しかし、全米には50の州があり、それぞれが実質的には独立した国であるため、米国の州をひとくくりに捉えることは困難であるが、NCSL(全米州議員連盟)の報告書において非常によくまとめられていることから、ここではその報告書に基づき、州政府による経済振興施策の輪郭について述べる。

第3章 地方自治体（市）による経済振興施策について

前章で述べたとおり、米国における経済振興施策を実施していく権限は州政府にあるが、州政府は州内における大都市にその牽引役としての役割を期待しているケースが多く、地方自治体の中でも比較的人口規模の大きい都市をケーススタディとして取り上げることとした。

そこでボストン市、ボルチモア市及びサンジェゴ市の3都市を取り上げるとともに、BRA（ボストン再開発公社）を訪問する機会を得たことから、そこで聴取した内容について述べる。